会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

多久市長　香　　月　　正　　則

多久市規則第２５号

会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則

会計管理者の補助組織設置規則（昭和５１年多久市規則第９号）の一部を次のように改正する。

第３条中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号から第７号までを１号ずつ繰り上げ、第８号を第９号とし、同号の前に次の２号を加える。

（７）　出納員及び会計職員に関すること。

（８）　源泉徴収事務に関すること。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。